



立川市会計年度任用職員（時給制）
募集案内 ＜登録制＞

《令和6年度 名簿登録》

立川市学校介助員

立川市教育委員会事務局教育支援課

令和6年2月

立川市会計年度任用職員（時給制）募集案内 <登録制>

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職 種	立川市学校介助員
仕 事 の 内 容	市立小・中学校における通常の学級在籍する児童・生徒の移動介助や見守り支援などを行います。また移動介助等が不要な時間帯は周囲の児童・生徒の理解促進に関する支援を行います。その他、校長の指示による校内委員会等へ参加します。 想定される業務内容（例） ・教室移動や体育の時間の見守りや介助 ・休み時間の見守りや介助 など
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	特に経験は問いませんが、学校が定めた業務によっては、教育・心理・移動介助等に関する業務経験がある方を優先する場合があります。
必 要 な 免 許・資 格	特に免許・資格は問いませんが、教育・心理・介助関係の資格をお持ちの方を優先する場合があります。
任 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。 ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 か月は条件付採用となります。
勤 務 場 所	立川市立小・中学校
勤 務 日・勤 務 時 間	学校の授業のある日で 1 日 6 時間を上限とし、児童・生徒の生活時程に合わせ、短縮あり。 ※ 勤務の曜日・日数・時間数は、時期・学校によって異なります（不規則勤務）。 ※ 勤務する学校長の命により、宿泊学習や夏季プールの勤務有。 ※ 時間外勤務は原則ありません。
休 日・休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、勤務校の夏季休業中・冬季休業中・春季休業中 ※ 学校行事等により、週休日・休日に勤務を依頼する場合があります。 【有給の休暇】 年次有給休暇（一定の勤務日数等を超える方のみ）、事故休暇 【無給の休暇・休業】 病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、育児休業、部分休業
報 酬・手 当	1 時間あたり 1,270 円 ※ 規定により、別途通勤費相当の報酬を支給します。
社 会 保 険	健康保険の加入：原則なし 厚生年金保険の加入：原則なし 雇用保険の加入：原則なし ※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
応 募 方 法	【提出書類】 応募用紙（写真貼付。市ホームページからダウンロードができま

	す。) 【郵送申込】 ① 郵送先 〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター 1階 立川市教育委員会事務局教育支援課就学相談係 宛 【持参申込】 ① 受付日及び時間 月曜～金曜日の9時～17時（12時～13時と祝日は除く。） ② 受付場所 立川市子ども未来センター 1階 教育支援課就学相談係
応募後の流れ	応募いただいた方は「名簿登録者」となり、学校からの配置要望に応じて書類選考及び勤務校での面接の後、配置を決定します。 ※ 学校からの配置要望が無い場合は、任用されません。あらかじめご了承ください。 ※ 名簿登録の期間は、令和7年3月末までです。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 応募に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 応募用紙の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。
お問い合わせ	月曜～金曜の9時～17時（12時～13時、祝日は除く。） 教育支援課就学相談係 担当：山部 電話 042-506-0018

【注1】 次の各号の一つに該当する方は応募できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。